

○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第
151条第1項及び第2項に規定する特別手当
に係る平均給与額の取扱いについて

〔昭和48年12月7日地基補第577号〕
沖縄県支部長あて 理事長

平均給与額の算定にあたっては、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）第151条第1項及び第2項に規定する特別の手当はこれを給料とみなし、平均給与額の算定の基礎に含めることについて、自治大臣の承認を得たので、この旨通知します。

なお、この件については、今後、理事長への協議の必要はなく、支部長限りで処理することができるものとするので、その取扱いに遺漏のないようにされたい。